

いわき市発注の建設工事に係る 一般競争入札への参加手続きについて

平成 31 年 2 月現在

いわき市財政部契約課

電 話 0 2 4 6 (2 2) 7 4 1 9

F A X 0 2 4 6 (2 2) 1 2 5 1

- 目 次 -

- 1 一般競争入札の対象となる工事の確認 (P 1)
 - 2 設計図書や図面等の入手方法 (P 2 ~ 3)
 - 3 設計図書等に関する質問方法及び市からの回答 (P 4)
 - 4 特定建設工事共同企業体で参加する場合の手続き (P 5 ~ 6)
 - 5 入札の方法 (初度の入札)(P 7 ~ 8)
 - 6 同価入札の場合のくじ引きの方法 (初度の入札)(P 9 ~ 11)
 - 7 再度の入札について (P 12)
 - 8 入札の方法 (再度の入札)(P 13)
 - 9 同価入札の場合のくじ引きの方法 (再度の入札)(P 14)
 - 10 落札者又は落札候補者が決定した場合の連絡方法 (P 15)
 - 11 その他 (P 16 ~ 17)
-
- 【参考1】 設計図書等購入申込書兼購入証明書 (P 18)
 - 【参考2】 設計図書等貸出申込書兼借受証明書 (P 19)
 - 【参考3】 入札書 (郵便入札用)(P 20)
 - 【参考4】 入札書 (再度入札用)(P 21)
 - 【参考5】 委任状 (再度入札用)(P 22)
 - 【参考6】 特定建設工事共同企業体協定書 (P 23 ~ 25)
 - 【参考7】 質疑応答書 (P 26)

1 一般競争入札の対象となる工事の確認

一般競争入札の対象となる工事とは

本市発注の建設工事のうち、災害復旧等のため緊急を要する工事を除き、次の工事が一般競争入札の対象となります。

建設工事の種類	設計金額
土木一式工事	1,500万円以上
建築一式工事	5,000万円以上
電気工事	1,500万円以上
管工事	1,500万円以上
ほ装工事	1,000万円以上
その他の工事	1,500万円以上

一般競争入札の案件は、公告によりお知らせします。

公告は、原則として火曜日(火曜日が休日の場合は直前の開庁日)に行います。
なお、一般競争入札の案件がないときは、公告しません。

公告の内容は、次により確認することができます。

市の掲示場(午前9時ごろから、順次、掲示)

市の掲示場に掲示します。掲示場は、本庁舎前のほか次の場所です。

小名浜支所、勿来支所、常磐支所、内郷支所、四倉支所、遠野支所、
小川支所、好間支所、三和支所、田人支所、川前支所、久之浜・大久支所

市契約課(本庁舎7階)の窓口(午前9時ごろ)

公告の内容は契約課の窓口で閲覧に供します。

この公告の内容は、どなたでも自由に閲覧することができます。

市ホームページ(午前11時ごろ(事務手続きにより時間が多少前後することがあります。))

トップページ(<http://www.city.iwaki.lg.jp/www/index.html>)

「事業者の方へ」内の「入札・契約」をクリック

「一般競争入札情報」をクリック

「いわき市一般競争入札情報」をクリック

2 設計図書や図面等の入手方法

設計図書及び図面等の積算に必要な書類の入手方法

公告に示す販売所で購入することができます。

ア 購入の申込みは、「設計図書等購入申込書兼購入証明書【参考1】」に工事名、商号などの必要事項を正確に記入し、購入を希望する時間の概ね3時間前までに、公告に示す販売所にFAXしてください。

イ 「設計図書等購入申込書兼購入証明書【参考1】」は、市ホームページからダウンロードすることができます。

トップページ (<http://www.city.iwaki.lg.jp/www/index.html>)

「事業者の方へ」内の「入札・契約」をクリック

「入札・契約関係様式」をクリック

「いわき市入札・契約様式集」をクリック

「一般競争入札関係」をクリック

ウ 「設計図書等購入申込書兼購入証明書【参考1】」をダウンロードすることができない場合は、市契約課でも配布しますので、お申し出ください。

市契約課（本庁舎7階）で借りることができます。

ア 貸出しの申込みは、「設計図書等貸出申込書兼借受証明書【参考2】」に工事名、商号などの必要事項を正確に記入し、市契約課（本庁舎7階）に、直接、お持ちください。

イ 「設計図書等貸出申込書兼借受証明書【参考2】」は、市ホームページからダウンロードすることができます。

トップページ (<http://www.city.iwaki.lg.jp/www/index.html>)

「事業者の方へ」内の「入札・契約」をクリック

「入札・契約関係様式」をクリック

「いわき市入札・契約様式集」をクリック

「一般競争入札関係」をクリック

ウ 「設計図書等貸出申込書兼借受証明書【参考2】」をダウンロードすることができない場合は、市契約課でも配布しますので、お申し出ください。

入札に参加するために必要な書類の入手方法

入札書及び封筒添付用の宛名等

ア 入札書【参考3】及び封筒貼付用の宛名等の入札にあたり必要な書類は、市ホームページからダウンロードすることができます。

トップページ (<http://www.city.iwaki.lg.jp/www/index.html>)

「事業者の方へ」内の入札・契約をクリック

一般競争入札情報をクリック

いわき市一般競争入札情報をクリック

(例) 5月11日(火)に公告した案件の書類をダウンロードするためには、「5月公告分」をクリックして5月に公告した案件の一覧を表示し、該当する案件の「入札に必要な書類」欄をクリックすると入札書【参考3】及び封筒貼付用の宛名等をダウンロードすることができます。

空白

イ 入札書【参考3】及び封筒添付用の宛名等の入札に必要な書類をダウンロードすることができない場合は、市契約課でも配布しますので、お申し出ください。

ウ 再度入札における入札書及び委任状については、8 をご確認ください。

特定建設工事共同企業体協定書

ア 「特定建設工事共同企業体協定書【参考6】」の様式は、市ホームページからダウンロードすることができます。

トップページ (<http://www.city.iwaki.lg.jp/www/index.html>)

「事業者の方へ」内の入札・契約をクリック

入札・契約関係様式をクリック

いわき市入札・契約様式集をクリック

一般競争入札関係をクリック

イ 「特定建設工事共同企業体協定書【参考5】」をダウンロードすることができない場合は、市契約課でも配布しますので、お申し出ください。

3 設計図書等に関する質問方法及び市からの回答

質問

質問にあたり使用する様式は、「質疑応答書【参考7】」です。

なお、「質疑応答書【参考7】」は、市ホームページからダウンロードすることができます。

トップページ (<http://www.city.iwaki.lg.jp/www/index.html>)

「事業者の方へ」内の「入札・契約」をクリック

「入札・契約関係様式」をクリック

「いわき市入札・契約様式集」をクリック

「一般競争入札関係」をクリック

「質疑応答書【参考7】」には、工事名、商号などの必要事項を記入のうえ、公告に示す質問の提出先に電子メール又はファクシミリにて提出してください。

なお、公告に示す提出期間外に市に到達した質問については、原則として回答しませんので、御注意ください。

回答

質問に対する市からの回答は、公告に示す回答期日までに、質問の提出先(工事担当課)から電子メール又はファクシミリにて行います。

また、質問及び回答の内容については、公告に示す回答期日に、市ホームページに掲載するほか、市契約課(本庁舎7階)の窓口でも閲覧することができます。

トップページ (<http://www.city.iwaki.lg.jp/www/index.html>)

「事業者の方へ」内の「入札・契約」をクリック

「一般競争入札」をクリック

「いわき市一般競争入札情報」をクリック

(例) 5月11日(火)に公告した案件の質問及び回答を確認したい場合、「5月公告分」をクリックして5月に公告した案件の一覧を表示し、該当する案件の「質問・回答」をクリックすると質問及び回答の内容がご覧いただけます。

空白

4 特定建設工事共同企業体で参加する場合の手続き

特定建設工事共同企業体で入札に参加する方は、「特定建設工事共同企業体協定書【参考6】」を提出する必要があります。

提出先

基本的には、市契約課（本庁舎7階）にお持ちいただきますが、公告に明記しますので、案件ごとに御確認ください。

提出期限

公告に明記しますので、案件ごとに御確認ください。

特定建設工事共同企業体協定書

特定建設工事共同企業体協定書【参考6】の様式は、市ホームページからダウンロードすることができます。

トップページ (<http://www.city.iwaki.lg.jp/www/index.html>)

「事業者の方へ」内の **入札・契約** をクリック

入札・契約関係様式 をクリック

いわき市入札・契約様式集 をクリック

一般競争入札関係 をクリック

「特定建設工事共同企業体協定書【参考6】」の様式をダウンロードすることができない場合は、市契約課でも配布しますので、お申し出ください。

委任状の提出

特定建設工事共同企業体協定書【参考4】を提出する際には、必ずしも委任状を提出する必要はありませんが、企業体内の事情により、入札に関する一切の権限をあらかじめ委任する必要がある場合には、協定書の提出と併せて委任状を提出してください。

なお、再度入札において代理人に入札させる場合には、開札日当日に別途委任状の提出が必要となりますので、詳しくは8 をご確認ください。

委任状を提出しない場合

入札人は、特定建設工事共同企業体となります。

この場合の入札書における記名押印は、次のようになります。

工事	
・	
特定建設工事共同企業体	
代表者	建設株式会社
	代表取締役
構成員	建設株式会社
	代表取締役

法人の実印

法人の実印

委任状を特定建設共同企業体協定書とともに提出する場合

入札人は、受任者となります。

この場合の入札書における記名押印は、次のようになります。

(受任者が、代表者「建設株式会社 代表取締役」の場合)

工事	
・	
特定建設工事共同企業体	
代表者	建設株式会社
	代表取締役

法人の実印

5 入札の方法（初度の入札）

入札書【参考3】

2 の方法により入手したものをお使いください。

《封筒に入れる前のチェック事項》

再度入札用の入札書と間違えていませんか。

記載した入札人の住所、商号又は名称、氏名は正確ですか。

入札人の印が鮮明に捺されていますか。

記載した入札金額に間違いはありませんか。

入札金額を訂正していませんか。

「くじの数」は記載しましたか。（未記入でも可。）

工事名、工事場所、入札日（郵便入札の場合、公告に示す開札日を記載してください。）など記載事項に間違いはありませんか。

設計図書等の調達を確認できる書類

設計図書等の調達を確認するための書類は、次のうち、いずれかの証明書です。

設計図書等購入申込書兼購入証明書【参考1】

販売所の確認印があるものに限りませ

設計図書等貸出申込書兼借受証明書【参考2】

市の確認印があるものに限りませ

《封筒に入れる前のチェック事項》

入札書に記載してある工事の証明書に間違いありませんか。

販売所又は市の確認印が捺してありますか。

又は の証明書は、原本又はコピーのどちらを提出しても構いません。

「経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書」等

郵便入札の際、封筒に同封するものは、基本的には上記 及び ですが、「経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書」等も必要な場合がありますので、公告に示す郵送するものについて、十分、御確認ください。

《封筒に入れる前のチェック事項》

入札日（開札日）現在で有効なものですか。

封筒貼付用の宛名等

2 の方法により入手したものをお使いください。

《入札書等を封筒に入れる時のチェック事項》

入札書等の封筒に入れる書類と、封筒に記載の工事名等は同じですか。

同封する必要がある書類は、すべて入れましたか。

封筒の封は、糊付けにより、はがれないように貼り付けましたか。

入札書【参考3】等の郵送

郵送方法

「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」のいずれかの方法により郵送してください。

なお、指定の方法以外の方法（普通郵便や契約課に直接持参するなど）による入札は無効となりますので、御注意ください。

郵送先

「郵便事業株式会社いわき支店留」で郵送してください。

なお、入札に参加する方の過失（「郵便事業株式会社いわき支店留」と記載しないような場合など）により、市役所に直接入札書が郵送された場合、当該入札は無効となりますので、御注意ください。

郵送期間

公告に示す郵送開始日以降に郵送の手続きをとり、到着期限までに郵便事業株式会社いわき支店に到着したものが有効な入札となります。

（例） 郵送開始日が5月18日（火）、到着期限が5月25日（火）の場合、

ア 5月17日（月）に郵送の手続きをとったもの（消印が5月17日になっているもの）

イ 郵便事業株式会社いわき支店への到着が5月26日（水）午前1時のもの

については、無効な入札になります。

6 同価入札の場合のくじ引きの方法（初度の入札）

くじ引きを行う場合とは

次のような場合に、くじ引きを行うこととなります。

落札者となるべき価格の入札をした者が2者以上いる場合

落札候補者となるべき価格の入札をした者が2者以上いる場合

落札候補者の次に低い価格の入札をした者が2者以上いる場合

「落札候補者」とは、入札後資格確認審査（一定の施工実績や技術者の経験等）があるため、開札中には落札者を決定することができない場合、予定価格以下で最低制限価格以上の入札をした者のうち、最低の価格を提示した者です。

くじ引きの方法

入札に参加する方が行うこと

入札に参加する方は、くじ引きに備え、入札書の「くじの数」欄にあらかじめ任意の値（000～999）を記入して入札をしてください。

なお、記入がない場合は、市入札参加有資格者名簿登録番号（以下「名簿登録番号」という。）の下3桁の数値が記載されたものとみなします。（特定建設工事共同企業体の場合は、代表者の名簿登録番号の下3桁の数値とします。）

くじの手順

ア 名簿登録番号の小さい順にくじ番号（0、1、2、・・・）を付与します。

イ 同価入札の入札書に記載された「くじの数」を合算し、その合計額を当該入札書の数で除算し、余りを算出します。

ウ 上記イの計算結果による余りと一致した上記アのくじ番号の入札参加者を落札者又は落札候補者とします。

エ 入札後資格確認審査（一定の施工実績や技術者の経験等）がある案件の場合は、落札候補者のくじ番号に1を足したくじ番号の入札参加者を次順位者とします。

この場合において、落札候補者のくじ番号に1を足したくじ番号が存在しない場合には、0のくじ番号の入札参加者を次順位者とします。

オ 入札後資格確認審査を確認する順番は、1番目が落札候補者、2番目が次順位者となり、3番目以降については、エの規定に準じて順番を決定します。

参考例

【前提】

「甲建設株」と「乙建設株」が、入札金額「¥100,000,000」で最低入札者（予定価格以下で最低制限価格以上の入札をした者のうち、最低の入札をした者）である。

名簿登録番号は、「甲建設株」が「1200」、「乙建設株」が「1800」である。
くじの数は、「甲建設株」が「333」であり、「乙建設株」は記載がなかった。

入札書	
(第1回)	
平成 年 月 日	
いわき市長 様	
入札人 いわき市 町 番地	
甲建設株	印
代表取締役	
私は、次のとおり工事を請け負いたいので、いわき市財務規則を遵守し、入札します。	
入札金額	¥100,000,000
工事名	工事
工事場所	いわき市 地内
くじの数	333

入札書	
(第1回)	
平成 年 月 日	
いわき市長 様	
入札人 いわき市 町 番地	
乙建設株	印
代表取締役	
私は、次のとおり工事を請け負いたいので、いわき市財務規則を遵守し、入札します。	
入札金額	¥100,000,000
工事名	工事
工事場所	いわき市 地内
くじの数	

【具体的な手順】

入札を執行する者が、「くじ引きの記録」に名簿登録番号の小さい順に商号及び名簿登録番号を記入する。

「くじ引きの記録」に「甲建設株」のくじの数（333）を記入する。

「乙建設株」は、くじの数を記載していないので、名簿登録番号（1800）の下3桁をくじの数とみなして記入する。

「甲建設株」と「乙建設株」のくじの数の合計を計算し、「くじの数合計(A)」の欄に記入する。

$$333 + 800 = 1133$$

「くじ対象業者数 (B)」は、「甲建設株」と「乙建設株」の 2 者なので、当該 (B) の欄に「 2 」を記入する。

「くじの数合計 (A)」を「くじ対象業者数 (B)」で除し、その余りを「余り (C)」に記入する。

$$1133 \div 2 = 566 \text{ 余り } 1$$

余り「 1 」と一致する「くじ番号」の者が落札者又は落札候補者となるので、「乙建設株」が落札者又は落札候補者となる。

「乙建設株」が落札候補者である場合には、「甲建設株」が次順位者となる。

《本例におけるくじ引きの記録のイメージ》

くじ引きの記録					
工事名：		工事			
くじ番号	商号	登録番号	くじの数	順位	備考
0	甲建設株	1200	333	2	(次順位者)
1	乙建設株	1800	800	1	落札(候補)者
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
くじの数合計(A)			1133		
くじ対象業者数(B)			2		
余り(C)			1		

7 再度の入札について

再度の入札を行う場合とは

初度の入札の開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに、再度の入札を行います。

ただし、開札の結果、すべての応札者が無効な入札もしくは最低制限価格を下回った入札を行った場合は、再度の入札は行わず、入札を終了します。

再度の入札に参加できる方

再度の入札に参加できるのは、次のすべての要件を満たす方です。

初度の入札で応札した方

初度の入札の開札時から立ち会っている方

ただし、次の一つに当てはまる方は再度の入札に参加することはできません。

初度の入札で応札していない方

初度の入札を辞退した方

初度の入札で無効な入札をした方

初度の入札で最低制限価格を下回った入札を行った方

初度の入札の開札時から立ち会っていない方

なお、開札時の立ち会いの確認については、開札開始を宣言した後、応札された方を発表する際に行いますので、再度の入札への参加を希望する方は、開札を開始する時間までに開札会場にお越しください。

その他

再度入札への参加を希望する入札人又は代理人は、入札書に使用する印鑑を持参してください。

8 入札の方法（再度の入札）

委任状【参考5】

代理人の方が入札をする場合には、入札書の提出の前に委任状の提出が必要となります。委任状の様式は2の方法により入手してください。

《提出する前のチェック事項》

記載した代理人名、委任者の住所、商号又は名称、氏名は正確ですか。

委任者及び代理人の印が鮮明に捺されていますか。

工事名、入札日など記載事項に間違いはありませんか。

入札書【参考4】

2の方法により入手した再度入札用の入札書をお使いください。

《提出する前のチェック事項》

郵便入札用の入札書と間違えてはいませんか。

記載した入札人の住所、商号又は名称、氏名は正確ですか。

入札人の印が鮮明に捺されていますか。

記載した入札金額に間違いはありませんか。

入札金額を訂正していませんか。

工事名、工事場所、入札日、入札回数など記載事項に間違いはありませんか。

委任状及び入札書の提出

再度入札の開始を宣言したのち、再度入札への参加の意思を確認します。そして、委任状を回収した後、2回目の入札書を提出していただきます。

その他

再度の入札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による見積を行う場合があります。見積書の様式は、市ホームページからダウンロードすることができます。

トップページ (<http://www.city.iwaki.lg.jp/www/index.html>)

「事業者の方へ」内の入札・契約をクリック

入札・契約関係様式をクリック

いわき市入札・契約様式集をクリック

入札書・見積書・委任状をクリック

9 同価入札の場合のくじ引きの方法（再度の入札）

くじ引きを行う場合とは

再度の入札の結果、次のような場合に、くじ引きを行うこととなります。

落札者となるべき価格の入札をした者が2者以上いる場合

落札候補者となるべき価格の入札をした者が2者以上いる場合

落札候補者の次に低い価格の入札をした者が2者以上いる場合

くじ引きの方法

まず、「くじを引く順番を決めるくじ」に、商号等の50音順に社名、くじを引いた方の氏名を記入していただきます。

くじ引きの順番を発表しますので、その順番で「落札者を決めるくじ」に、社名、くじを引いた方の氏名を記入していただき、落札者を決定します。

その他

くじ引きを辞退することはできませんので、入札をした方のうちくじを引かない方があるときは、その方に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとします。

10 落札者又は落札候補者が決定した場合の連絡方法

開札の結果、落札者又は落札候補者が決定した場合は、当該落札者又は落札候補者に対し、速やかに連絡をします。連絡事項は、概ね次のとおりです。

落札者の場合

- ア 落札者に決定したこと。
- イ 落札決定通知書をFAXにて送付すること。
- ウ その他、契約の締結にあたり必要な事項

落札候補者の場合

- ア 落札候補者に決定したこと。
- イ 入札参加資格を確認するための書類及びその提出期限
- ウ その他、入札参加資格の審査にあたり必要な事項

落札者又は落札候補者の代表者若しくはその社員が開札を傍聴している場合は、の連絡をその代表者又は社員にお伝えしますので、傍聴にお越しの際は、必ず名刺をお持ちください。

11 その他

一般競争入札における無効

無効事由（「入札心得（郵便入札用）」より抜粋）

- ア 開札日に、公告に定める入札参加資格を有しない者及び有効な経営事項審査結果を得ていない者が行った入札
- イ 公告日から開札日までの間に、いわき市工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱（昭和52年3月28日制定）に基づく指名停止基準による指名停止を受けた期間がある者が行った入札
- ウ 初度の入札において、工事費内訳明細書を提出しない者又は工事費内訳明細書に未記入等の不備があった者が行った入札
- エ 工事費内訳明細書の工事費計の金額と初度の入札書の記載金額が一致しない入札（1における端数調整を行った場合を除く。）
- オ 設計図書を手に入っていない者が行った入札
- カ 入札書を郵送する前に入札保証金を納付すべき者が納付しないで行った入札
- キ 記名押印を欠く入札
- ク 金額を訂正した入札
- ケ 誤字、脱字又は金額欄に金額がない等、入札意思表示が不明瞭な入札
- コ 同一の郵便入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札
- サ 金額欄に「0円」と記載された入札
- シ いわき市建設工事に係る郵便入札実施要領（平成19年6月1日制定）第5条第1項及び第2項の規定に違反して入札書を提出した入札
- ス 入札書に記載の工事名等と封筒に記載の工事名等が一致していない入札
- セ 入札書のほか、公告で指定する書類（以下「入札書等」という。）が同封されていない入札
- ソ 入札書等を入れた封筒が、開札前に開封されている形跡が認められる入札
- タ 再度の入札において、委任状を持参しなかった代理人が行った入札
- チ 再度の入札における前回の最低入札価格以上の入札
- ツ 談合その他不正な行為によってなされたと認められる入札
- テ その他市長が指定した事項に違反した入札

これまでに無効とした事例

- ア 普通郵便により入札書等を郵送した入札
- イ 設計図書の調達を証明する書類の写しが同封されていない入札
- ウ 入札参加資格のない者（格付が不適格の者、入札参加資格が「とび・土工・コンクリート工事と建築一式工事に登録している者」の場合に、「とび・土工・コンクリート工事のみに登録している者」）が行った入札
- エ 郵便事業株式会社いわき支店に公告に示した「到着期限」を過ぎて到着した入札

契約締結にあたっての留意点

契約締結に必ず必要な書類

- ア 契約保証に関する書類
- イ いわき市工事請負契約書
- ウ 仲裁合意書
- エ 現場代理人及び主任技術者等通知書（経歴書等を添付してください。）

契約締結のとき準備ができていれば、 と併せてお預かりする書類

なお、 を提出するときに併せて提出することができない場合は、後日、市の監督員へ提出してください。

- ア 工事着工届
- イ 工事工程表
- ウ 建設業退職金共済制度に係る掛金収納書
- エ 公共工事前金払の請求書（次の書類を必ず添付してください。）
 - ・前払金保証事業会社の保証証書
 - ・前払金保証事業会社の保証証書（写し）
 - ・前払金保証事業会社の約款

契約締結日や工期については、落札者決定の御連絡の際にお知らせします。

【参考1】

設計図書等購入申込書兼購入証明書

様

いわき市発注の次の工事に係る設計図書等の購入を申し込みます。

	工 事 名	確認印
1		
2		
3		
4		
5		

備考 確認印は、公告に記載の販売場所において、販売した者が押印すること。

【購入希望者】

商号又は名称	
担当者氏名	
担当者連絡先 (電話番号)	

【参考2】

設計図書等貸出申込書兼借受証明書

平成 年 月 日

いわき市長 様

申込者 商号又は名称
担当者氏名
担当者連絡先 ()
(電話番号)

工 事 名	
-------	--

【市処理欄】

貸 出 日 時	平成 年 月 日 () 午前・午後 時 分
返 却 日 時	平成 年 月 日 () 午前・午後 時 分
市 確 認 印	

入札書

(第 回)
平成 年 月 日

いわき市長 様

入札人 住 所
商号又は
名 称
氏 名 印

私は、次のとおり工事を請け負いたいので、いわき市財務規則及び入札心得を遵守し、入札します。

	十億	百万	千	円
入札金額				

工 事 名 _____

工 事 場 所 _____

くじの数			
------	--	--	--

【参考4】

(再度入札用)

入札書

(第 回)
平成 年 月 日

いわき市長 様

入札人 住 所
商号又は
名 称
氏 名 印

代理人 氏 名 印

私は、次のとおり工事を請け負いたいので、いわき市財務規則及び入札心得を遵守し、入札します。

入 札 金 額	十 億		百 万		千		円	

工 事 名 _____

工 事 場 所 _____

【参考5】

(再度入札用)

委 任 状

私は今般都合により

を代理人とし、

次の工事等について、入札及び見積に関する一切の権限を委任
します。

代理人印

印

工事等名称

平成 年 月 日

住 所

委 任 者

氏 名

印

いわき市長 様

【参考6】

特定建設工事共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) 発注に係る 建設工事(当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「建設工事」という。)の請負

(2) 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、 建設工事 特定建設工事共同企業体(以下「企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を 市 町 番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3箇月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請け負うことができなかった場合は、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

県 市 町 番地

建設株式会社

県 市 町 番地

建設株式会社

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、 建設株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金(前払金及び部分払金を含む。)を請求し、及び受領し、並びに当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資割合)

第8条 各構成員の出資割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更があっても、構成員の出資割合は、変わらないものとする。

建設株式会社 パーセント

建設株式会社 パーセント

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体の決算は、建設工事のしゅん工後において行うものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(建設工事の中途における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは、脱退することができない。

2 構成員のうち建設工事の中途において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者がある場合は、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資割合を、残存構成員が有している出資割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際に行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかったとした場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第17条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、建設工事の中途において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、発注者及び他の構成員全員の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合においては、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までの規定を準用する。

(建設工事の中途における構成員の破産手続開始の決定又は解散に対する措置)

第18条 構成員のうちいずれかが建設工事の中途において、破産手続開始の決定を受け、又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までの規定を準用する。

(代表者の変更)

第19条 代表者が脱退し、若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、発注者及び他の構成員全員の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の^{かし}瑕疵担保責任)

第20条 当企業体が解散した後においても、当該建設工事について^{かし}瑕疵があった場合は、各構成員は、共同連帯してその責めを負うものとする。

(協定書に定めのない事項)

第21条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書 通を作成し、各構成員が記名押印の上、各自1通を保有し、1通を発注者に提出する。

年 月 日

建設株式会社

代表取締役

印

建設株式会社

代表取締役

印

【参考7】

質 疑 応 答 書

平成 年 月 日

いわき市長 様

住 所
商号又は名称
氏 名

次のとおり質問しますので回答願います。

工事名：					
	質 問 事 項	回 答			
		課長	課長補佐	係長	担当